証券コード　9435
平成21年６月９日

株　主　各　位

東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
株式会社 光通信
代表取締役会長　重　田　康　光

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
　さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年６月23日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】
当社指定の議決権行使サイト（http://www.it-soukai.com/ または https://daiko.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、平成21年６月23日（火曜日）午後５時30分までに議決権をご行使ください。
なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、２頁および３頁記載の「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご確認ください。

敬　具

記

１．日　　時　　平成21年６月24日（水曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都豊島区南大塚三丁目33番６号
　　ホテルベルクラシック東京　４階　シンフォニー
　　（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
　報告事項　１．第22期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第22期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　定款一部変更の件
　　第２号議案　取締役３名選任の件
　　第３号議案　監査役３名選任の件
　　第４号議案　退任監査役に対する役員退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎剰余金の配当につきましては、平成21年５月20日開催の当社取締役会において、１株当たり60円の期末配当を実施する旨決議いたしました。なお、期末配当金のお支払開始日は、平成21年６月10日といたしております。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正事項について速やかにインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.hikari.co.jp/ir/account/）に掲載いたします。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

インターネットによる議決権行使に際してご了承いただく事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

１）インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
２）今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。次の株主総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
３）書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
４）インターネットで複数回にわたり議決権を行使された場合は（パソコンで複数回にわたり議決権を行使された場合、携帯電話で複数回にわたり議決権を行使された場合またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合、いずれの場合も含みます。）、最後に行使されたものを有効な行使としてお取扱いいたします。
５）インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使の具体的方法

１）http://www.it-soukai.com/またはhttps://daiko.mizuho-tb.co.jp/にアクセスしてください。なお、行使期間中の午前３時から午前５時までは上記URLにアクセスすることができませんのでご留意ください。
※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることが可能です。なお、携帯電話の操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
２）議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。議決権行使コードおよびパスワードは、同封の議決権行使書用紙右下に記載されております。
３）画面の案内に従い、議決権を行使してください。

ご利用環境

1）パソコンをご利用の場合

◎パソコン　　Windows®機種
（PDA、ゲーム機には対応しておりません。）

◎ブラウザ　　Microsoft®　Internet Explorer5.5以上

◎インターネット環境
プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境

◎画面解像度　1024×768以上をご推奨いたします。

2）携帯電話をご利用の場合

◎携帯電話　　128bitSSL通信（暗号化）が可能な機種

◎インターネット環境
「iモード」、「EZweb」、「Yahoo! ケータイ」のいずれかのサービスが利用できる環境（一部ご利用いただけない機種がございます。）

＊「Microsoft®」、「Windows®」は米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。
＊「iモード」は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの登録商標です。
＊「EZweb」は、KDDI株式会社の登録商標です。
＊「Yahoo!」は、米国Yahoo!Inc.の登録商標または商標です。
＊「QRコード®」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

セキュリティについて

1）行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

2）議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードおよびパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対に知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

お問い合わせ先について

1）インターネットによる議決権行使に関するパソコン、携帯電話の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
電話　0120－768－524　（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00　土日祝日を除く）

2）上記1）以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行　証券代行部
電話　0120－288－324　（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～17：00　土日祝日を除く）

以上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におきましては、米国金融市場の混乱に端を発した世界的な景気悪化に伴う個人消費の低迷や企業の設備投資抑制等により、法人個人それぞれのエンドユーザーに対して販売活動を行う当社グループを取り巻く事業環境は、年間を通じて大変厳しいものとなりました。

このような状況の下、当連結会計年度において、当社グループは、販売網の拡大、商材・サービスの拡充等により、保有顧客数および一顧客当たりの販売単価の増大に努めました。また、事業拡大に伴い積極的な採用活動を行ったことで、採用コストが増加いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は333,663百万円（前連結会計年度比6.2%増）となり、営業利益は21,464百万円（同6.4%減）、経常利益は20,902百万円（同11.1%減）となりました。また、税金等調整前当期純利益は8,225百万円、当期純損失は1,002百万円となりました。

（法人事業）

法人事業におきましては、全国の法人に対して、ＯＡ機器を中心とした訪問販売、固定回線やブロードバンド回線、携帯電話等の情報通信サービスの取次ぎ・販売、インターネット広告の企画・販売等を行っております。

ＯＡ機器市場は、比較的成熟しており安定的な買い替え需要に支えられております。当連結会計年度におきましては、主に中小企業様を対象としたＯＡ機器の販売に加え、業務の効率化を図るトータルソリューションサービスを提供することで、より付加価値の高いサービスを提供してまいりました。なお、当連結会計年度における複写機・複合機の販売台数は前連結会計年度比4.6%増の33,979台となりました。また、保有台数につきましても前連結会計年度比5.8%増の105,511台となりました。

通信回線サービス市場におきましては、景気後退による企業業績の悪化に伴い、中小企業の通信コスト削減に対する意識がますます高まる中、各通信キャリアによるＦＭＣサービス（固定電話と移動体電話との融合）が本格化し、通話料がお得になる様々なプランが登場しております。当社グループの固定回線サービスの新規販売数・保有件数につきまして

も、ＦＭＣサービスの需要が高まったことにより、年間を通じて順調に推移いたしました。

インターネット関連事業につきましては、当社連結子会社のｅ－まちタウン株式会社（マザーズ：4747）におきまして、すべての株主様、取引先様、従業員から最も支持される「モバイルインターネット企業群」を目指し、既存のモバイル広告や地域ポータルサイトを主軸とした事業を引き続き強化するとともに、積極的に新規事業に挑戦しております。

業種特化事業におきましては、飲食、娯楽、美容、医療など、各分野における有力企業の商材や技術、ノウハウと当社グループが有する販売力を融合することで、より付加価値の高い商品・サービスの開発および販売を行っております。

その結果、当連結会計年度の法人事業の売上高は151,216百万円、営業利益は14,356百万円となりました。

（ＳＨＯＰ事業）

ＳＨＯＰ事業におきましては、携帯電話を中心に、全国で展開する店舗を主な販路とした販売事業を行っております。

携帯電話市場におきましては、移動体キャリア各社の新販売方式導入による買い替え需要の低下、景気後退に伴う個人消費の冷え込みなどの影響で販売台数は低迷しており、販売代理店を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

このような状況の下、当連結会計年度におきましては、これまで継続して行ってきた不採算店舗の見直しおよび代理店を中心とする販売網の拡大に加え、商品開発や付加サービスの充実化によるユーザー数・販売網の拡大および一顧客当たりの収益増大に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度のＳＨＯＰ事業の売上高は169,402百万円、営業利益は4,848百万円となりました。

（保険事業）

保険事業におきましては、コールセンターを中心とする販売網および当社グループの強みである販売力を活かし、全国のお客様に対して保険商品の提案を行っております。

当連結会計年度におきましては、市場環境が決してポジティブな状況とは言えない中、適正な人員規模の維持と人材の育成に取り組むと同時に、顧客基盤を有する企業と提携することで顧客リストの拡充を行うなど生産性の向上に努めた結果、前連結会計年度に崩した収益バランスの立て直しを実現いたしました。

また、今年１月に情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）の国際規格である「JISQ27001：2006（ISO/IEC27001：2005）」の

認証を保険事業の中核会社である株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングが取得するなど、情報セキュリティの更なる強化が行われました。

その結果、当連結会計年度の保険事業の売上高は16,713百万円、営業利益は3,953百万円となりました。

（ベンチャーファンド事業）

ベンチャーファンド事業におきましては、金融商品取引法に従い、ベンチャーファンドの企画・運用を行っております。

投資分野に関しては、ＩＴ・情報通信分野（モバイルのコンテンツやメディアを含む）に特化し、状況に応じて当社グループが営業支援から海外展開までサポートしております。現在、日本以外にも、アジアを中心とした環太平洋地域（中国、韓国、オーストラリアなど）への出資も行っております。

事業環境につきましては、我が国の長引く新興市場の低迷、昨今の世界的な金融不安、金融商品取引所の上場審査プロセスの更なる厳格化などを背景に新規公開社数が激減したことにより、思うようなＥＸＩＴを行うことができませんでした。

その結果、当連結会計年度のベンチャーファンド事業の売上高は15百万円、営業損失は729百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

(2) 企業集団の対処すべき課題

（法人事業）

法人事業におきましては、今後の安定した利益成長を実現するためには、保有顧客数および一顧客当たりの販売単価の増大によるストック収益をいかに積み上げていくかが課題となっております。

引き続き事業提携などによる販売網の拡大、潜在顧客を含めた顧客データベースの精度の向上、業種に特化した販売戦略の推進などにより、保有顧客数の増大を目指します。また、サブ商材・コンテンツの拡充を行い、メイン商材を購入した顧客に対し付加サービスの提案を行うことで、一顧客当たりの販売単価の増大を目指します。

さらに、解約率の低減を図り、かつ、既存顧客との継続的な取引関係を維持するために、サポート体制の強化や商品知識を始めとする従業員教育を徹底して行ってまいります。

（ＳＨＯＰ事業）

ＳＨＯＰ事業におきましては、携帯電話端末の新販売方式の導入に伴う買い替え期間の長期化等により、今後も市場全体の販売台数は低調に推移するものと予測されます。

この状況下においてこれまで以上の利益成長を実現するためには、更なる不採算店舗の見直しによる生産性の向上、代理店を中心とする販売網の拡大、サブ商材・コンテンツの拡充による付加サービスの販売等を行うことが課題であります。

（保険事業）

今後の保険事業における安定した利益成長を実現するためには、顧客基盤を有する企業と事業提携等を行うことによる顧客データベースの拡充、既存のテレマーケティングシステムの見直しによる生産性の向上、テレマーケティングを軸に多角化する販売チャネル間の相乗効果の発揮、雇用形態の多様化による優秀な人材の確保等が主な課題となります。

また、当社グループではこれまで情報漏洩防止等について積極的に取り組んでまいりましたが、今後ますます日本社会においてコンプライアンスの重要性が高まると予想されるため、情報セキュリティの継続的な強化が課題となります。

(3) 直前３連結会計年度および当連結会計年度の財産ならびに損益の状況

区　　分	第19期 〔平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで〕	第20期 〔平成18年４月１日から 平成19年３月31日まで〕	第21期 〔平成19年４月１日から 平成20年３月31日まで〕	第22期 (当連結会計年度) 〔平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで〕
売　上　高(百万円)	192,837	211,881	314,135	333,663
営　業　利　益(百万円)	27,344	18,558	22,919	21,464
経　常　利　益(百万円)	29,908	20,374	23,522	20,902
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	20,569	18,483	2,801	△　1,002
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	349.80	318.39	48.20	△　17.55
総　資　産(百万円)	183,612	214,191	230,777	221,091
純　資　産(百万円)	116,424	138,193	135,154	116,094
１株当たり純資産額(円)	2,000.46	2,134.75	2,130.50	1,836.39

(注) １．第19期においては、法人事業および保険事業の規模拡大により売上高・営業利益が増加しました。また、投資事業組合運営に関する情報開示の要請が高まる中、当社子会社が運営し、一部当社が出資しているベンチャー・キャピタルファンドを連結子会社といたしました。

２．第20期においては、各事業の規模拡大により売上高が増加しました。また、ベンチャーファンド事業において第19期のような保有銘柄の売却収益が発生しなかったため、営業利益、経常利益および当期純利益が減少いたしました。

３．第20期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号　平成17年12月９日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号　平成17年12月９日）を適用しております。

４．第21期においては、特別損失の項目に投資有価証券評価損を22,334百万円計上したため、当期純利益が減少しました。

５．第22期（当連結会計年度）については、前記「(1) 当連結会計年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

(4) 主要な事業内容（平成21年３月末日現在）

当社の企業集団（当社および当社の関係会社）は、当社、連結子会社142社ならびに持分法適用非連結子会社および関連会社75社により構成されております。当社は、持株会社として企業集団全般の経営管理を担い、各事業子会社・関連会社におきまして、「法人事業」、「ＳＨＯＰ事業」、「保険事業」および「ベンチャーファンド事業」を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容等
法人事業	主に中小企業向けのＯＡ機器販売 各種通信サービスの加入取次ぎ 中小企業向け簡易業務サポート等の提供 インターネット広告の提供やウェブサイト運営 業種別ソリューションの提案
ＳＨＯＰ事業	店舗における携帯電話の新規加入および機種変更手続きに関する代理店業務および携帯電話端末の販売等
保険事業	テレマーケティング手法による保険サービスの加入取次ぎおよび販売
ベンチャーファンド事業	投資事業組合財産の管理および運用

(5) 企業集団の主要な事務所（平成21年３月末日現在）

本社	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
営業所	池袋、立川、千葉、横浜、さいたま、札幌、仙台、名古屋、大阪、京都、福岡、那覇　他（当社を含む企業集団全体の営業所）

(6) 企業集団の従業員の状況（平成21年３月末日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
6,122名	1,458名増

（注）１．上記従業員数に臨時従業員、契約従業員および嘱託従業員の数は含まれておりません。なお、最近１年間における臨時従業員の平均雇用人数は4,122名であります。
２．従業員の定年は、満60歳に達した月の末日としております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
432名	76名増	31.1歳	3.3年

（注）１．上記従業員数に臨時従業員、契約従業員および嘱託従業員の数は含まれておりません。なお、最近１年間における臨時従業員の平均雇用人数は73名であります。
２．従業員の定年は、満60歳に達した月の末日としております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当連結会計年度において当該事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社アイ・イーグループ	1,822百万円	100.00% (100.00%)	ＯＡ機器の販売およびメンテナンス
株式会社メンバーズモバイル	250百万円	100.00% (100.00%)	法人向け携帯電話の販売
ｅ－まちタウン株式会社	1,410百万円	74.43% (0.37%)	メディア広告事業およびサーバー事業
株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング	100百万円	69.99% (69.99%)	テレマーケティング手法による保険サービスの加入取次ぎおよび販売
株式会社パイオン	1,249百万円	70.96%	携帯電話の販売
株式会社ジェイ・コミュニケーション	90百万円	100.00% (19.38%)	携帯電話の販売
テレコムサービス株式会社	3,712百万円	74.63% (74.63%)	携帯電話の販売
株式会社ＨＩＫＡＲＩアセットマネジメント	490百万円	100.00%	投資事業組合財産の管理および運用

（注）１．議決権比率欄の（ ）内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

２．株式会社パイオンは、平成21年１月１日付にて、株式会社ネクサスより商号変更しております。

③ 企業結合の経過

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

④ 企業結合の結果

上記②記載の重要な子会社を含め、連結子会社は142社、持分法適用非連結子会社および関連会社は75社であります。

(8) 主要な借入先および借入額（平成21年３月末日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほコーポレート銀行	8,000百万円
株式会社三井住友銀行	5,050百万円
株式会社りそな銀行	5,000百万円
株式会社あおぞら銀行	1,500百万円

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけております。当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度において当該事項はありません。

２．株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　233,123,768株

内訳　普通株式　183,123,768株

Ａ種株式　50,000,000株

(2) 当事業年度末における発行済株式の総数

58,349,642株

内訳　普通株式　58,349,642株

Ａ種株式　0株

（注）自己株式の数を控除しておりません。

(3) 当事業年度末の株主数　　17,152名

(4) 当事業年度末における発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の１以上の数の株式を保有する株主（普通株式）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
有限会社光パワー	15,588,300株	27.41％
重田康光	13,158,174株	23.13％

（注）出資比率は自己株式（1,472,149株）を控除して計算しております。

３．新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成21年３月末日現在）

イ．平成16年６月24日開催の定時株主総会決議に基づく平成16年８月31日開催の取締役会決議による新株予約権

名称	第５回新株予約権
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	５名
新株予約権の数	1,310個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	131,000株（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり507,000円 （１株当たり5,070円）
新株予約権の行使期間	平成18年８月31日から平成21年８月30日まで
新株予約権の主な行使条件	（注１）
新株予約権を取得することができる事由および取得の条件	（注２）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする

（注１）１．対象者が当社もしくは当社の子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
また、対象者が権利行使期間前にかかる地位を喪失した場合は、権利行使期間開始日から１年間に限り、本新株予約権を行使することができる。さらに権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合は、喪失後１年間に限り本新株予約権を行使することができる。
２．対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
３．対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
４．その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

（注２）１．対象者が（注１）の１による権利を行使できる条件に該当しなくなった場合、当社は、取締役会決議をもって、当該対象者に対して発行した新株予約権を無償で取得することができる。
２．当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

ロ．平成16年６月24日開催の定時株主総会決議に基づく平成17年２月25日開催の取締役会決議による新株予約権

名称	第６回新株予約権
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	２名
新株予約権の数	370個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	37,000株（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり867,700円 （１株当たり8,677円）
新株予約権の行使期間	平成19年２月26日から平成22年２月25日まで
新株予約権の主な行使条件	（注１）
新株予約権を取得することができる事由および取得の条件	（注２）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする

（注１）１．対象者が当社もしくは当社の子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
また、対象者が権利行使期間前にかかる地位を喪失した場合は、権利行使期間開始日から１年間に限り、本新株予約権を行使することができる。さらに権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合は、喪失後１年間に限り本新株予約権を行使することができる。
２．対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
３．対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
４．その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

（注２）１．対象者が（注１）の１による権利を行使できる条件に該当しなくなった場合、当社は、取締役会決議をもって、当該対象者に対して発行した新株予約権を無償で取得することができる。
２．当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

ハ．平成17年６月24日開催の定時株主総会決議に基づく平成17年９月５日開催の取締役会決議による新株予約権

名称	第７回新株予約権
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	２名
新株予約権の数	1,700個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	170,000株（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり822,100円 （１株当たり8,221円）
新株予約権の行使期間	平成19年９月５日から平成22年９月４日まで
新株予約権の主な行使条件	（注１）
新株予約権を取得することができる事由および取得の条件	（注２）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする

（注１）１．対象者は、権利行使時において当社もしくは当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
２．対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
３．対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
４．その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

（注２）１．対象者が（注１）の１による権利を行使できる条件に該当しなくなった場合、当社は、取締役会決議をもって、当該対象者に対して発行した新株予約権を無償で取得することができる。
２．当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

ニ．平成17年６月24日開催の定時株主総会決議に基づく平成17年12月22日開催の取締役会決議による新株予約権

名称	第９回新株予約権
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	５名
新株予約権の数	420個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	42,000株（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり1,080,000円 （１株当たり10,800円）
新株予約権の行使期間	平成19年12月22日から平成22年12月21日まで
新株予約権の主な行使条件	（注１）
新株予約権を取得することができる事由および取得の条件	（注２）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする

（注１）１．対象者は、権利行使時において当社もしくは当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
２．対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
３．対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
４．その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

（注２）１．対象者が（注１）の１による権利を行使できる条件に該当しなくなった場合、当社は、取締役会決議をもって、当該対象者に対して発行した新株予約権を無償で取得することができる。
２．当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

ホ．平成18年６月27日開催の定時株主総会決議に基づく平成18年８月25日開催の取締役会決議による新株予約権

名称	第10回新株予約権
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	３名
新株予約権の数	3,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	300,000株（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり618,000円 （１株当たり6,180円）
新株予約権の行使期間	平成20年８月26日から平成28年８月25日まで
新株予約権の主な行使条件	（注１）
新株予約権を取得することができる事由および取得の条件	（注２）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする

（注１）１．対象者は、権利行使時において当社もしくは当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
２．対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
３．対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
４．その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

（注２）１．新株予約権行使の条件により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
２．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

へ．平成18年６月27日開催の定時株主総会決議に基づく平成19年３月30日開催の取締役会決議による新株予約権

名称	第12回新株予約権
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	１名
新株予約権の数	50個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	5,000株（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり547,400円 （１株当たり5,474円）
新株予約権の行使期間	平成21年３月31日から平成29年３月30日まで
新株予約権の主な行使条件	（注１）
新株予約権を取得することができる事由および取得の条件	（注２）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする

（注１）１．対象者は、権利行使時において当社もしくは当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合はこの限りではない。
２．対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
３．対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
４．その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

（注２）１．新株予約権行使の条件により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
２．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

ト．平成20年６月24日開催の定時株主総会決議に基づく平成20年６月25日開催の取締役会決議による新株予約権

名称	第14回新株予約権
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	１名
新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	100,000株（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり378,500円 （１株当たり3,785円）
新株予約権の行使期間	平成23年６月26日から平成30年６月25日まで
新株予約権の主な行使条件	（注１）
新株予約権を取得することができる事由および取得の条件	（注２）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする

（注１）１．対象者は、権利行使時において当社もしくは当社の子会社の取締役または従業員の地位を保有していることを要する。
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合はこの限りではない。
２．対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
３．その他の条件については、取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

（注２）１．新株予約権行使の条件により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
２．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況

イ．平成20年６月25日開催の取締役会決議による新株予約権

名称	第15回新株予約権
保有人数 当社従業員（当社役員を兼ねている者を除く）	26名
新株予約権の数	480個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	48,000株（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり378,500円 （１株当たり3,785円）
新株予約権の行使期間	平成23年６月26日から平成30年６月25日まで
新株予約権の主な行使条件	（注１）
新株予約権を取得することができる事由および取得の条件	（注２）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする

（注１）１．対象者は、権利行使時において当社もしくは当社の子会社の取締役または従業員の地位を保有していることを要する。
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合はこの限りではない。
２．対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
３．その他の条件については、取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

（注２）１．新株予約権行使の条件により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
２．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

ロ．平成20年11月13日開催の取締役会決議による新株予約権

名称	第16回新株予約権
保有人数 当社従業員（当社役員を兼ねている者を除く）	14名
新株予約権の数	160個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	16,000株（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり168,000円 （１株当たり1,680円）
新株予約権の行使期間	平成23年11月14日から平成30年11月13日まで
新株予約権の主な行使条件	（注１）
新株予約権を取得することができる事由および取得の条件	（注２）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする

（注１）１．対象者は、権利行使時において当社もしくは当社の子会社の取締役または従業員の地位を保有していることを要する。
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合はこの限りではない。
２．対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
３．その他の条件については、取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

（注２）１．新株予約権行使の条件により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
２．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成21年３月末日現在）

地位	氏名	会社における担当	他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	重田康光		
代表取締役社長	玉村剛史		
常務取締役	和田英明	ネットワーク事業本部長	株式会社オービーエム代表取締役
常務取締役	豊田繁太郎	営業企画本部長 会長補佐	株式会社ハローコミュニケーションズ代表取締役
常務取締役	山本康二	法人事業本部長	株式会社アイ・イーグループ代表取締役
取締役	儀同康	管理本部長	
取締役	中村達也	企業調査部長	
取締役	眞下弘和	インターネット事業本部長 経営戦略企画室長兼事業開発本部長	ｅ－まちタウン株式会社代表取締役 株式会社ＨＩＫＡＲＩアセットマネジメント代表取締役
取締役	大和田征矢	テレマーケティング事業本部長	株式会社アシストジョイ代表取締役 株式会社ジャパン・ホットライン代表取締役 株式会社マックスサポート代表取締役
常勤監査役	西島義隆		
監査役	田中稔		公認会計士
監査役	髙野一郎		弁護士

（注）１．監査役　田中　稔氏および髙野一郎氏は、社外監査役であります。
２．監査役　田中　稔氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 社外役員に関する事項

①　当事業年度における主な活動状況

	取締役会（15回開催）（注１）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 梶本道雄(注２)	10回	90%	９回	100%
監査役 田中　稔	12回	80%	12回	100%
監査役 髙野一郎	13回	86%	12回	100%

（注）１．上記15回の取締役会のほか、会社法第370条および当社定款第29条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が９回ありました。
２．梶本道雄氏は、平成20年12月31日付で監査役を退任されております。上記出席回数は、同氏の在任期間中におけるものです。なお、同氏の在任期間中に開催された取締役会は11回（取締役会の書面決議は５回）、監査役会は９回であります。

② 取締役会および監査役会における発言状況

各社外監査役は、取締役会に出席し、主に会計的および法的な見地等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。

また、各社外監査役は、監査役会に出席し、主に会計的および法的な見地から発言をするなど、監査役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するために提言等を行っております。

③ 責任限定契約に関する事項

当社と各社外監査役とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約において、社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、次に掲げる額の合計額と６百万円のいずれか高い額を当該損害賠償責任の限度額としております。

イ．社外監査役がその在職中に当社から職務執行の対価として受けまたは受けるべき財産上の利益の１年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に、２を乗じて得た額

ロ．社外監査役が当社の新株予約権を引き受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算出される額

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	人　　数	報酬等の額
取締役	９名	403百万円
監査役 （うち社外監査役）	４名 （３名）	24百万円 （16百万円）
計	13名	428百万円

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成18年６月27日開催の第19回定時株主総会において年額600百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成12年11月22日開催の第13回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

４．取締役の報酬等には、取締役に付与したストック・オプションとしての新株予約権197百万円を含めております。

５．取締役および監査役の報酬等には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額16百万円（取締役に対し15百万円、監査役に対し１百万円）を含めております。

６．上記のほか、平成20年６月24日開催の第21回定時株主総会決議に基づき、退任取締役１名に対し退職慰労金として３百万円を支給しております。

(4) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりです。

氏　　名	退任年月日	退任事由	退任時の地位・担当および他の法人等の代表状況等
梶　本　道　雄	平成20年12月31日	辞任	監査役

５．会計監査人に関する事項

会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

238百万円

③ 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

351百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記②および③に記載の金額にはこれらの合計額を記載しております。

④ 責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人あずさ監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査受嘱者に悪意または重大な過失があった場合を除き、260百万円または監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に２を乗じて得た額のいずれか高い額としております。

⑤　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、以下イないしニのいずれかの場合に該当する場合、当社会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議することを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

イ．会社法第340条第１項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合

ロ．会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合または公序良俗に反する行為があったと判断した場合

ハ．監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合

ニ．会計監査人の継続監査年数等から不再任相当と判断した場合

⑥　当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社子会社の計算関係書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、株式会社パイオンは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査（会社法または金融商品取引法の規定によるものに限る。）を受けております。

６．会社の体制および方針

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

①　取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

１．コンプライアンス担当取締役を定め、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役および使用人が法令・定款・社内規程およびその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を定めるものとします。

２．当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応するものとし、当社が定める基本方針に則り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとします。

３．内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的にコンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。

４．法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う窓口を設置するものとします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役は、その職務の執行に係る文書につき、当社が定める文書取扱規程に従い、適切に保管および管理するものとします。また、監査役から要請を受けた際は、直ちに文書の閲覧に応じるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1．当社のリスク管理を定めた危機管理規程を新たに制定し、リスクカテゴリーごとの担当部署を定め、継続的に管理するものとします。
2．内部監査部門が各部署のリスク管理の状況を監査し、コンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。
3．リスクに関する情報は迅速かつ正確に関係部署に報告されるようにするものとします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図るものとします。
イ．職務権限・意思決定ルールの策定および見直し
ロ．取締役および事業部長を構成員とする経営会議の実施
ハ．予算管理規程に基づく中長期計画を策定し、事業部門ごとの業績目標と予算の設定、および月次・四半期業績管理の実施
ニ．経営会議および取締役会による月次もしくは四半期業績のレビューと改善策の実施

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社およびその系列会社のセグメント別の事業ごとにそれぞれの責任を負う取締役を任命し、その他の取締役と連携して、法令遵守体制、リスク管理体制を構築するものとします。

⑥ 監査役補助人の設置および独立性を確保するための体制
1．当社は、監査役から要請があった場合、監査役の監査業務を補助する人員（以下「補助人」といいます。）を配置し、または、監査業務に適した監査役会室を設置するものとします。但し、当該要請に応じられない合理的な理由がある場合は、この限りではありません。

2．補助人の任命・解任・人事異動・人事評価・懲戒処分、監査役会室の設置に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。
3．補助人は、他の職務の兼任を妨げられないものとします。但し、監査役から兼任する職務内容を変更するよう請求があった場合には、合理的な理由がない限り、当社は、当該補助人の兼任職務内容を変更するものとします。

⑦　取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1．取締役は、次に定める事項を監査役会に報告するものとします。
イ．会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項
ロ．内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
ハ．重大な法令・定款違反
2．取締役および使用人は前項に定める重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとします。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を確保するため、取締役および使用人は、監査役がその職務を執行するために必要とする報告を求めたときは、その職務の執行に関する事項の説明を行うものとします。

７．会社の支配に関する基本方針

現在、検討中であります。

８．その他株式会社の状況に関する重要な事項

当事業年度において当該事項はありません。

（注）事業報告に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**118,292**	**流動負債**	**101,076**
現金及び預金	18,545	支払手形及び買掛金	37,158
受取手形及び売掛金	66,428	短期借入金	19,650
営業投資有価証券	5,915	未払金	27,853
たな卸資産	15,417	未払法人税等	7,298
未収金	2,982	前受金	2,285
繰延税金資産	3,309	賞与引当金	918
その他	6,861	役員賞与引当金	59
営業投資損失引当金	△ 859	その他	5,852
貸倒引当金	△ 308	**固定負債**	**3,919**
固定資産	**102,798**	役員退職慰労引当金	153
有形固定資産	**8,647**	繰延税金負債	499
建物及び構築物	4,144	長期前受金	1
機械装置及び運搬具	5	その他	3,265
工具器具備品	1,388	**負債の部合計**	**104,996**
土地	2,153	(純資産の部)	
リース資産	955	**株主資本**	**111,179**
無形固定資産	**3,438**	**資本金**	**54,259**
のれん	2,343	**資本剰余金**	**25,293**
その他	1,095	**利益剰余金**	**37,301**
投資その他の資産	**90,711**	**自己株式**	**△ 5,675**
投資有価証券	60,159	**評価・換算差額等**	**△ 6,730**
長期貸付金	4,464	**その他有価証券評価差額金**	**△ 6,723**
敷金保証金	6,058	**為替換算調整勘定**	**△ 6**
破産更生債権等	1,602	**新株予約権**	**812**
繰延税金資産	18,474	**少数株主持分**	**10,833**
その他	6,194	**純資産の部合計**	**116,094**
貸倒引当金	△ 6,242		
資産の部合計	**221,091**	**負債・純資産の部合計**	**221,091**

連結損益計算書

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**333,663**
売上原価		**173,824**
売上総利益		**159,839**
販売費及び一般管理費		138,374
営業利益		**21,464**
営業外収益		
受取利息	175	
受取配当金	1,328	
負ののれん償却額	340	
その他	800	2,646
営業外費用		
支払利息	454	
投資事業組合等損失	137	
貸倒引当金繰入額	791	
持分法による投資損失	875	
支払手数料	60	
その他	888	3,207
経常利益		**20,902**
特別利益		
投資有価証券売却益	309	
貸倒引当金戻入益	269	
子会社株式売却益	7,204	
賞与引当金戻入益	85	
役員賞与引当金戻入益	20	
違約金収入	173	8,061
特別損失		
固定資産除売却損	752	
投資有価証券評価損	2,262	
投資有価証券売却損	17,723	20,738
税金等調整前当期純利益		**8,225**
法人税、住民税及び事業税	10,614	
法人税等調整額	△ 1,121	9,492
少数株主損失		264
当期純損失		**1,002**

連結株主資本等変動計算書

〔平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで〕

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年３月31日　残高	54,168	25,203	41,792	△　674	120,490
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	90	90			181
剰余金の配当			△　3,488		△　3,488
当期純損失			△　1,002		△　1,002
自己株式の取得				△　5,000	△　5,000
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	90	90	△　4,491	△　5,000	△　9,310
平成21年３月31日　残高	54,259	25,293	37,301	△　5,675	111,179

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成20年３月31日　残高	3,364	△　0	3,364	484	10,815	135,154
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						181
剰余金の配当						△　3,488
当期純損失						△　1,002
自己株式の取得						△　5,000
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△　10,088	△　6	△　10,094	327	17	△　9,749
連結会計年度中の変動額合計	△　10,088	△　6	△　10,094	327	17	△　19,060
平成21年３月31日　残高	△　6,723	△　6	△　6,730	812	10,833	116,094

連 結 注 記 表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数

142社

・主要な連結子会社の名称

株式会社アイ・イーグループ
株式会社パイオン
株式会社メンバーズモバイル
ｅ－まちタウン株式会社
株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング
テレコムサービス株式会社
株式会社ＨＩＫＡＲＩアセットマネジメント

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称

株式会社コール・トゥ・ウェブ栃木
株式会社コール・トゥ・ウェブ所沢

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数

75社

・主要な会社等の名称

株式会社コール・トゥ・ウェブ栃木
株式会社京王ズホールディングス
株式会社エフティコミュニケーションズ

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称

ＨＰＥ－ＤＭファンド投資事業組合

・持分法を適用しない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社等の名称等

・当該会社等の名称

iMOTION FILM Corp.　他

・関連会社としなかった理由

当社連結子会社がその営業目的として所有しており、当社グループの傘下に加えることを目的とした所有ではないため除外しております。

④　持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用非連結子会社及び関連会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

①　連結の範囲の変更

イ．株式会社コラボルタ他10社は新規設立により、連結の範囲に加えております。

ロ．ソフトバンクリブラ株式会社他11社は株式の取得により、連結の範囲に加えております。

ハ．株式会社パイオン他２社は株式の取得により持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に加えております。

ニ．シスコム株式会社他１社は株式の売却により、連結の範囲から除外しております。

ホ．株式会社エイチ・ティ・シー他９社は吸収合併により消滅しております。

ヘ．株式会社マックスソリューション他10社は株式の売却により連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に加えております。

②　持分法の適用の範囲の変更

イ．株式会社USENモバイル他８社は新規設立により、持分法適用の範囲に加えております。

ロ．株式会社エフティコミュニケーションズ他７社は株式の取得により、持分法適用の範囲に加えております。

ハ．株式会社マックスソリューション他10社は株式の売却により連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に加えております。

ニ．ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社は影響力が増したことにより、持分法適用の範囲に加えております。

ホ．株式会社YICHA他３社は株式の売却により、持分法適用の範囲から除外しております。

ヘ．株式会社パイオン他２社は株式の取得により持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に加えております。

ト．株式会社鈴康他１社は吸収合併により消滅しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、以下を除き連結会計年度と一致しております。

イ．連結子会社のうち、ｅ－まちタウン株式会社他３社及び２事業体の事業年度が10月１日から翌年９月末日であり、連結計算書類の作成にあたっては、３月末日における仮決算に基づく計算書類を使用しております。

ロ．連結子会社のうち、大連愛光通信服務有限公司他３社の事業年度が１月１日から12月末日であり、連結計算書類の作成にあたっては、３月末日における仮決算に基づく計算書類を使用しております。

ハ．連結子会社のうち、株式会社パイオンの事業年度が６月１日から翌年５月末日であり、連結計算書類の作成にあたっては、３月末日における仮決算に基づく計算書類を使用しております。

ニ．連結子会社のうち、インターネット・リミテッド・パートナーズ投資事業有限責任組合の事業年度が11月１日から翌年10月末日であり、連結計算書類の作成にあたっては、１月末日における仮決算に基づく計算書類を使用しております。

ホ．連結子会社のうち、ＨＰＥジャパンインキュベーション投資事業有限責任組合の事業年度が９月１日から翌年８月末日であり、連結計算書類の作成にあたっては、２月末日における仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

・満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

・その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法を採用しております。また売却原価は移動平均法を採用しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

・投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合等の損益及びその他有価証券の評価差額のうち、当社の持分相当額を投資事業組合等損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券に加減する方法を採用しております。

ロ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商　　品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法（但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法を採用しております。）

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。）

ハ．所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

ニ．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．営業投資損失引当金

投資先に対する投資損失の発生に備えるため、財務状態等を勘案して必要と認められる金額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
ニ．賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
ホ．役員退職慰労引当金
役員の退職による退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程による要支給額を計上しております。
④　その他連結計算書類作成のための重要な事項
イ．消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、原則として税抜方式を採用しております。
ロ．連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

(6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(7) のれん及び負ののれんの償却に関する事項
のれん及び負ののれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内の合理的な期間で均等償却を行っております。

(8) 会計方針の変更
①　リース取引に関する会計基準の適用
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年３月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成６年１月18日（日本公認会計士協会　会計制度委員会）、平成19年３月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末日における未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上する方法によっております。
この変更による損益に与える影響は軽微であります。
②　棚卸資産の評価に関する会計基準の適用
当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号　平成18年７月５日公表分）を適用しております。
この変更による損益に与える影響は軽微であります。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

土　　地	2,153百万円
建　　物	886百万円
投資有価証券	2,645百万円
定期預金	28百万円
計	5,713百万円

（上記に対する債務）

買掛金	3,279百万円
未払金	19百万円
計	3,299百万円

上記のうち、土地、建物及び投資有価証券を製品供給取引及び請負取引から生じる債務（当連結会計年度末残高3,276百万円）に対して担保提供しております。当該債務に係る根抵当権の限度額は1,166百万円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　6,038百万円

(3) のれん及び負ののれんの表示

のれん及び負ののれんは相殺して表示しております。

のれん	4,587百万円
負ののれん	2,243百万円
純額	2,343百万円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	58,280,942株	68,700株	－	58,349,642株

（注）発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使による増加であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	147,029株	1,325,120株	－	1,472,149株

（注）自己株式の数の増加は、平成20年５月23日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得及び単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成20年５月23日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　3,488百万円
・１株当たり配当金額　60円
・基準日　平成20年３月31日
・効力発生日　平成20年６月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
平成21年５月20日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。
・配当金の総額　3,412百万円
・１株当たり配当金額　60円
・基準日　平成21年３月31日
・効力発生日　平成21年６月10日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成16年８月31日取締役会決議分	平成17年２月25日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	143,000株	63,000株
新株予約権の残高	1,430個	630個

	平成17年９月５日取締役会決議分	平成17年12月22日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	170,000株	142,900株
新株予約権の残高	1,700個	1,429個

	平成18年８月25日取締役会決議分	平成18年８月25日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	300,000株	18,000株
新株予約権の残高	3,000個	180個

	平成19年３月30日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	133,100株
新株予約権の残高	1,331個

（注）権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

４．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,836円39銭
(2) １株当たり当期純損失　17円55銭

５．後発事象に関する注記

自己株式の取得について

当社は、平成21年５月20日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

① 自己株式の取得を行う理由
機動的な資本政策を遂行し、株主への利益還元を推進するため

② 自己株式の取得の内容
・取得する株式の種類　当社普通株式
・取得する株式の総数　1,500,000株（上限）
（発行済株式の総数に対する割合：2.64％）
・株式の取得価額の総額　2,000百万円（上限）
・株式の取得期間　平成21年５月21日から平成21年９月30日まで

（注）発行済株式の総数に対する割合は、取得する株式の総数を自己株式数（1,472,149株）控除後の発行済株式の総数で除して算出しております。

（注）連結計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成21年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**62,822**	**流動負債**	**74,462**
現金及び預金	6,289	買掛金	2
売掛金	788	短期借入金	16,500
貯蔵品	0	関係会社短期借入金	52,075
前払費用	633	未払金	3,139
繰延税金資産	1,773	未払費用	37
短期貸付金	41	未払法人税等	84
関係会社短期貸付金	10,010	前受金	1,325
未収金	42,019	預り金	468
その他	1,264	賞与引当金	299
固定資産	**102,002**	その他	529
有形固定資産	**3,735**	**固定負債**	**1,804**
建物	1,076	役員退職慰労引当金	153
構築物	3	その他	1,651
車輌運搬具	0	**負債合計**	**76,267**
工具器具備品	78	(純資産の部)	
土地	2,153	**株主資本**	**94,537**
リース資産	423	**資本金**	**54,259**
無形固定資産	**265**	**資本剰余金**	**25,847**
ソフトウェア	190	資本準備金	25,847
のれん	44	**利益剰余金**	**20,105**
電話加入権	30	その他利益剰余金	20,105
投資その他の資産	**98,002**	繰越利益剰余金	20,105
投資有価証券	51,754	**自己株式**	**△ 5,675**
関係会社株式	16,491	**評価・換算差額等**	**△ 6,677**
関係会社社債	242	**その他有価証券評価差額金**	**△ 6,677**
その他の関係会社有価証券	537	**新株予約権**	**697**
関係会社出資金	93	**純資産合計**	**88,557**
長期貸付金	581		
従業員長期貸付金	935		
関係会社長期貸付金	13,624		
破産更生債権等	60		
長期前払費用	62		
繰延税金資産	15,114		
営業差入保証金	60		
敷金保証金	3,358		
その他	484		
貸倒引当金	△ 5,399		
資産合計	**164,824**	**負債・純資産合計**	**164,824**

損　益　計　算　書

〔平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**16,754**
売上原価		**533**
売上総利益		**16,220**
販売費及び一般管理費		7,985
営業利益		**8,234**
営業外収益		
受取利息	378	
有価証券利息	5	
受取配当金	27,862	
受取賃貸料	2,396	
受取保証料	360	
その他の営業外収益	147	31,151
営業外費用		
支払利息	468	
社債利息	156	
貸倒引当金繰入額	1,874	
投資事業組合等損失	157	
投資有価証券売却損	125	
支払賃借料	2,163	
その他の営業外費用	290	5,236
経常利益		**34,150**
特別利益		
投資有価証券売却益	207	
関係会社株式売却益	7	
役員賞与引当金戻入益	20	
貸倒引当金戻入益	299	534
特別損失		
固定資産除売却損	44	
投資有価証券売却損	17,710	
関係会社株式売却損	265	
投資有価証券評価損	2,145	
関係会社株式評価損	2,052	22,219
税引前当期純利益		**12,465**
法人税、住民税及び事業税	△　103	
法人税等調整額	△　25	△　129
当期純利益		**12,594**

株主資本等変動計算書

〔平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで〕

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
平成20年3月31日 残高	54,168	25,756	25,756	10,999	10,999	△ 674	90,250	3,445	3,445	417	94,112
事業年度中の変動額											
新株の発行	90	90	90				181				181
剰余金の配当				△ 3,488	△ 3,488		△ 3,488				△ 3,488
当期純利益				12,594	12,594		12,594				12,594
自己株式の取得						△ 5,000	△ 5,000				△ 5,000
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								△10,123	△10,123	280	△ 9,842
事業年度中の変動額合計	90	90	90	9,106	9,106	△ 5,000	4,287	△10,123	△10,123	280	△ 5,555
平成21年3月31日 残高	54,259	25,847	25,847	20,105	20,105	△ 5,675	94,537	△ 6,677	△ 6,677	697	88,557

個 別 注 記 表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。また、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

・投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の計算書類に基づき、組合等の損益及びその他有価証券の評価差額のうち当社の持分相当額を投資事業組合等損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券及びその他の関係会社有価証券に加減する方法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定率法（但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。）

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産

自己保有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

④ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程による期末要支給額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理方法
消費税等の会計処理は税抜方式により処理しております。

(5) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

(6) 会計処理基準に関する事項の変更
（リース取引に関する会計基準の適用）
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業会計審議会第一部会）、（平成19年３月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成６年１月18日（日本公認会計士協会　会計制度委員会）、平成19年３月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前事業年度末日における未経過リース料期末残高相当額を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上する方法によっております。
この変更による損益に与える影響は軽微であります。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

土　　地	2,153百万円
建　　物	886百万円
投資有価証券	2,645百万円
計	5,685百万円

（上記に対応する債務）
土地、建物及び投資有価証券を連結子会社の製品供給取引及び請負取引から生じる債務（当事業年度末残高3,276百万円）に対して担保提供しております。なお、土地及び建物の担保提供に係る根抵当権の極度額は1,166百万円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　737百万円

(3) 偶　発　債　務

以下の関係会社に対し、仕入債務保証及び銀行借入保証を行っております。

仕入債務保証	テレコムサービス株式会社	12,837百万円
	株式会社メンバーズモバイル	15,295百万円
	株式会社ハローコミュニケーションズ	83百万円
	株式会社バリューマーケティング	155百万円
	株式会社ＤＯ・ＷＩＴ	12百万円
	計	28,384百万円
銀行借入保証	テレコムサービス株式会社	1,000百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	34,398百万円
② 長期金銭債権	395百万円
③ 短期金銭債務	1,140百万円
④ 長期金銭債務	934百万円

（注）上記金額には、関係会社への貸付金及び借入金は含まれておりません。

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売　　上　　高	12,880百万円
② 仕　　入　　高	0百万円
③ その他の営業取引高	1,329百万円
④ 営業取引以外の取引高	31,897百万円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	147,029株	1,325,120株	－	1,472,149株

（注）自己株式の数の増加は、平成20年５月23日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得及び単元未満株式の買取りによる増加であります。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,232百万円
投資有価証券評価損否認	2,292百万円
関係会社株式評価損否認	19,897百万円
投資事業組合等損失否認	37百万円
貸倒損失否認	2,366百万円
連結法人間譲渡損繰延	73百万円
繰越欠損金	13,045百万円
その他	601百万円
繰延税金資産小計	40,548百万円
評価性引当額	△23,660百万円
繰延税金資産合計	16,888百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	―
繰延税金負債合計	―
繰延税金資産の純額	16,888百万円

６．関連当事者との取引に関する注記

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号　平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号　平成18年10月17日）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、重要な子会社の役員として、宮本憲英が開示対象に追加されております。

①　役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金または出資金（百万円）	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ひかり法律事務所	―	法律事務所	―	―	法律顧問	法律事務の委任	24	未払金	―
							事務所の賃貸	1	未収金	―

（注）１．ひかり法律事務所は役員である重田康光の近親者が代表を務める法律事務所であります。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

イ．法律事務の委任については旧弁護士報酬規定等を参考にして取引条件を決定しております。

ロ．事務所の賃貸料は近隣の取引実勢に基づいて決定しております。

② 重要な子会社の役員及び近親者

属性	氏名	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
重要な子会社の役員	宮本憲英	当社子会社代表取締役	(0.02)	―	資金の貸付	―	従業員貸付金	20

③ 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社インフォサービス	東京都豊島区	90	携帯電話の販売等	直接100	役員の兼任	資金の借入	3,849	関係会社短期借入金	2,408
子会社	テレコムサービス株式会社	東京都豊島区	3,712	携帯電話の販売等	間接74.63	役員の兼任	資金の貸付	5,923	関係会社短期貸付金	4,415
							債務保証	13,837	―	―
							保証料の受取	200	―	―
子会社	株式会社イ・ニコミュニケーション	東京都豊島区	90	携帯電話の販売等	直接80.62 間接19.38	役員の兼任	資金の借入(※)	575	関係会社短期借入金	8,315
子会社	株式会社アイ・イーグループ	東京都豊島区	1,822	OA機器の販売等	間接100	役員の兼任	ロイヤリティの受取等	3,055	未収金	425
							資金の借入(※)	2,379	関係会社短期借入金	2,127
							債務保証	3,276	―	―
							保証料の受取	26	―	―
子会社	株式会社オービーエム	東京都豊島区	50	携帯電話の販売等	直接99.58 間接 0.20	役員の兼任	資金の借入(※)	8,746	関係会社短期借入金	20,040
子会社	株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング	東京都豊島区	100	テレマーケティング手法による保険サービスの取次ぎ及び販売	間接69.99	―	資金の借入(※)	1,790	関係会社短期借入金	7,868
子会社	株式会社オービーエム・ジャパン	東京都豊島区	32	携帯電話の販売等	直接100	―	資金の借入(※)	2,073	関係会社短期借入金	1,377
							子会社株式の譲受	1,618	―	―
子会社	株式会社バイオン	大阪市中央区	1,249	携帯電話の販売等	直接70.96	役員の兼任	資金の貸付	2,799	関係会社短期貸付金	360
									関係会社長期貸付金	1,909
							子会社株式の譲渡	499	―	―
							社債の引受	1,500	―	―
							増資の引受	1,499	関係会社株式	1,946
子会社	株式会社メンバーズモバイル	東京都豊島区	250	携帯電話の販売等	間接100	―	債務保証	15,295	―	―
							保証料の受取	134	―	―
							資金の貸付(※)	1,798	関係会社短期貸付金	967

(注) (※)を記載した資金の貸付及び資金の借入の取引金額は当事業年度中における純増減額を記載しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,544円72銭
(2) １株当たり当期純利益　220円54銭

８．後発事象に関する注記

自己株式の取得について

当社は、平成21年５月20日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

① 自己株式の取得を行う理由
機動的な資本政策を遂行し、株主への利益還元を推進するため

② 自己株式の取得の内容
・取得する株式の種類　当社普通株式
・取得する株式の総数　1,500,000株（上限）
（発行済株式の総数に対する割合：2.64％）
・株式の取得価額の総額　2,000百万円（上限）
・株式の取得期間　平成21年５月21日から平成21年９月30日まで

（注）発行済株式の総数に対する割合は、取得する株式の総数を自己株式数（1,472,149株）控除後の発行済株式の総数で除して算出しております。

（注）計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年５月20日

株式会社　光　通　信
　取締役会　御中

あ　ず　さ　監　査　法　人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　山　田　治　彦　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　高　田　重　幸　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　塚　原　克　哲　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社光通信の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社光通信及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年５月20日

株式会社　光　通　信
　取締役会　御中

あ　ず　さ　監　査　法　人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　山　田　治　彦　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　高　田　重　幸　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　塚　原　克　哲　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社光通信の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年５月20日

株式会社光通信　監査役会

常勤監査役　西　島　義　隆　㊞

社外監査役　田　中　　稔　㊞

社外監査役　髙　野　一　郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更定款案のとおりに変更いたしたいと存じます。

１．変更の理由

(1) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年１月５日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して１年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第９条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第６条第１項に基づき、同法施行日である平成21年１月５日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております（変更定款案第９条ないし第12条、第48条、第49条および附則第１条、第２条）。

(2) 将来における事業規模の拡大などに備え、現行定款第６条（発行可能株式総数）に定める当社の発行可能株式総数を233,123,768株から233,398,568株に増加させるものであります（変更定款案第６条）。

(3) その他、上記の変更に伴う条数の繰り上げおよび条項の整理を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　定　款　案
＜条文略＞	
第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、233,123,768株とし、このうち183,123,768株は普通株式、50,000,000株はＡ種株式とする。	第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、233,398,568株とし、このうち183,398,568株は普通株式、50,000,000株はＡ種株式とする。
第７条～第８条（条文省略）	第７条～第８条（現行どおり）
第９条（株券の発行） 当会社は、全部の種類の株式に係る株券を発行する。	（削除）
第10条（単元株式数及び単元未満株券の不発行） （条文省略） ２．当会社は、単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。	第９条（単元株式数） （現行どおり） （削除）
第11条（株式取扱規程） 当会社の発行する株券の種類ならびに株主名簿、実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）及び株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続き及び手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続きは、取締役会において定める株式取扱規程による。	第10条（株式取扱規程） 当会社の株式に関する手続き及び手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続きは、取締役会において定める株式取扱規程による。

現　　行　　定　　款	変　更　定　款　案
第12条（株主名簿管理人） （条文省略） ２．　（条文省略） ３．当会社の株主名簿等、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株主名簿等及び株券喪失登録簿ならびに新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。	第11条（株主名簿管理人） （現行どおり） ２．　（現行どおり） ３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。
第13条（基準日） 当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ２．　（条文省略）	第12条（基準日） 当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ２．　（現行どおり）
第14条～第48条（条文省略）	第13条～第47条（現行どおり）
第49条（剰余金の配当等） （条文省略） ２．　（条文省略） ３．当会社は毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う。	第48条（剰余金の配当等） （現行どおり） ２．　（現行どおり） ３．当会社は毎年３月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う。
第50条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	第49条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
第51条～第52条（条文省略）	第50条～第51条（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　更　定　款　案
（新設）	第８章　附則 第１条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。
（新設）	第２条 前条及び本条は、平成22年１月５日まで効力を有し、平成22年１月６日をもって前条及び本条を削るものとする。

第２号議案　取締役３名選任の件

取締役９名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（他の法人等の代表状況）	所有する当社株式数
1	重田康光 （昭和40年２月25日）	昭和63年２月　当社設立 代表取締役社長 平成３年６月　有限会社光パワー 取締役社長（現任） 平成12年11月　当社最高経営責任者 （現任） 平成13年９月　株式会社アイ・イーグループ代表取締役会長 平成14年５月　株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング代表取締役会長 平成15年４月　株式会社コール・トゥ・ウェブ代表取締役会長 平成15年６月　当社代表取締役会長 （現任） 平成17年10月　有限会社ミツ 取締役社長（現任） 有限会社マサ 取締役社長（現任） 有限会社テツ 取締役社長（現任）	13,158,174株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式数
2	玉村　剛史 (昭和45年７月16日)	平成３年４月　当社入社 平成８年８月　移動体九州事業部長 平成８年11月　当社取締役 平成11年９月　情報通信事業統括本部情報通信事業本部長 平成11年11月　当社常務取締役 平成12年11月　当社最高執行責任者（現任） 平成13年９月　株式会社アイ・イーグループ代表取締役社長 株式会社ファイブエニー代表取締役社長 法人事業本部長 平成13年11月　当社取締役副社長 平成14年７月　株式会社コール・トゥ・ウェブ代表取締役社長 平成14年12月　株式会社ベストパートナー代表取締役社長 平成15年３月　株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング代表取締役社長 平成15年６月　当社代表取締役社長（現任） 平成17年７月　株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング代表取締役社長 平成18年６月　株式会社ＨＩＫＡＲＩプライベート・エクイティ代表取締役社長	941,270株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（他の法人等の代表状況）	所有する当社株式数
3	儀同　康 （昭和38年８月31日）	昭和62年４月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成４年４月　当社入社 平成６年２月　経営企画室長 平成７年４月　当社取締役 総務部長 平成７年９月　人事部長 平成９年９月　総務本部長 平成９年12月　管理本部長 平成11年11月　当社常務取締役 平成13年11月　当社取締役（現任） 管理本部長（現任） 平成16年３月　株式会社アイ・イーグループ取締役 平成16年12月　株式会社クレイフィッシュ（現ｅ－まちタウン株式会社）取締役	301,946株

（注）１．当社と各候補者との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．各候補者が所有する当社株式は、いずれも普通株式であります。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役　西島義隆、田中　稔および髙野一郎の３氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、梶本道雄氏は、平成20年12月31日付をもって監査役を辞任により退任されました。

つきましては、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（他の法人等の代表状況）	所有する当社株式数
1	西島義隆 （昭和34年９月16日）	昭和63年４月　当社入社 平成17年６月　当社監査役（現任）	20株
2	田中　稔 （昭和29年12月８日）	昭和60年３月　公認会計士登録 昭和63年４月　田中共同事務所（現税理士法人レコルテ）代表 平成６年12月　株式会社レコルテ代表取締役（現任） 平成14年６月　当社監査役（現任） 平成16年８月　株式会社アブルボア代表取締役（現任）	1,000株
3	髙野一郎 （昭和31年５月８日）	昭和62年４月　弁護士登録 平成３年４月　東京永和法律事務所入所 平成17年６月　当社監査役（現任） 平成20年７月　髙野法律事務所開設同事務所代表（現任）	－

（注）１．当社と各候補者との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

２．社外監査役候補者に関する会社法施行規則第76条第４項に定める事項の内容は、次のとおりであります。

(1) 田中　稔氏および髙野一郎氏は、社外監査役候補者であります。

(2) 社外監査役候補者とした理由は、次のとおりであります。

①田中　稔氏は、公認会計士として会社財務等に精通しており、会社経営を統括する充分な見識を有しておられることから、その幅広い見識を当社監査業務に反映していただくため、社外監査役候補者といたしました。

②髙野一郎氏は、弁護士としての専門的な見識に基づき客観的な立場から監査の妥当性を確保していただき、当社の経営判断において高度な法律的見地からのアドバイスをいただくこと等により当社のコーポレート・ガバナンスの維持・向上に貢献いただくため、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、過去において会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

(3) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数は、次のとおりであります。

①田中　稔氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって７年であります。

②髙野一郎氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。

(4) 当社と社外監査役候補者は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める範囲内であります。また、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役がその職務を遂行するにあたって善意でかつ重大な過失がないときに限られます。なお、社外監査役候補者の再任が承認された場合には、上記契約は継続することとなります。

３．各候補者が所有する当社株式は、いずれも普通株式であります。

第４号議案　退任監査役に対する役員退職慰労金贈呈の件

平成20年12月31日付をもって監査役を辞任により退任されました梶本道雄氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に基づき、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
梶　本　道　雄	平成13年11月　当社監査役 平成20年12月　当社監査役辞任

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都豊島区南大塚三丁目33番６号
ホテルベルクラシック東京　４階　シンフォニー
電話　03－5950－1200（代表）

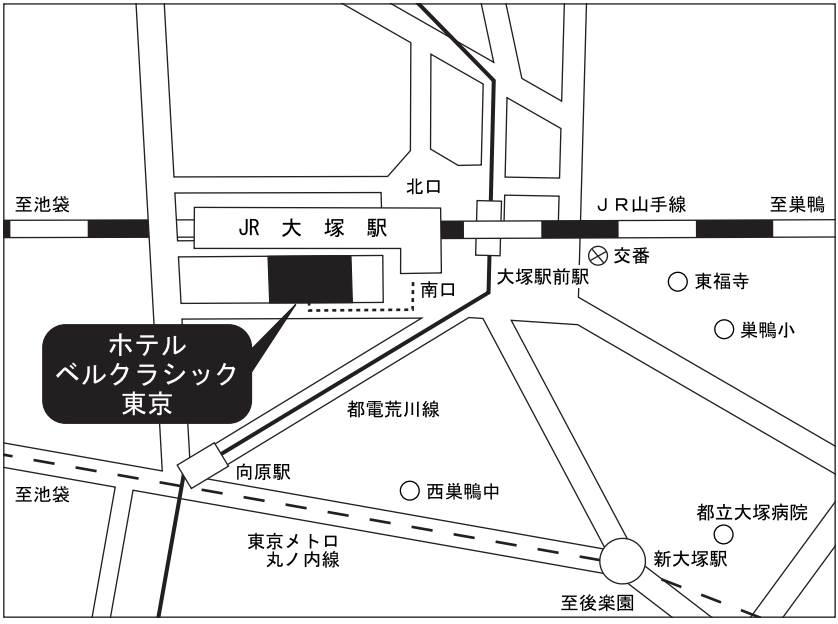

（交通のご案内）

ＪＲ山手線	大塚駅　南口より	徒歩約２分
都電荒川線	大塚駅前駅より	徒歩約２分
東京メトロ丸ノ内線	新大塚駅より	徒歩約７分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。